

化学物質のリスクアセスメントのポイント

～リスクアセスメントで、化学物質による労働災害を防止しましょう～
平成28年6月に施行された改正労働安全衛生法令により、一定の危険有害性のある化学物質について、

1. 事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられました。
2. 譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務づけられました。

ポイント

●化学物質のリスクアセスメントとは？

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積り、リスクの低減対策を検討することを言います。

●対象事業場は？

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う全ての事業場が対象となります。

●リスクアセスメントの実施義務の対象物質は？

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。対象は安全データシート(SDS)の交付義務の対象である640物質です。

平成29年3月1日以降 追加・一部統合・整理され、合計663物質となりました。

1 実施時期

＜法律上の実施義務＞

- 1) 対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
- 2) 対象物を製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき
- 3) 前の2つに揚げるときのほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき

＜指針による努力義務＞

- 1) 労働災害発生時 *過去のリスクアセスメント(RA)に問題があるとき
- 2) 過去のRA実施以降、機械設置などの経年劣化、労働者の知識経験の変化などがあったとき
- 3) 過去にRAを実施したことがないとき
*施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合

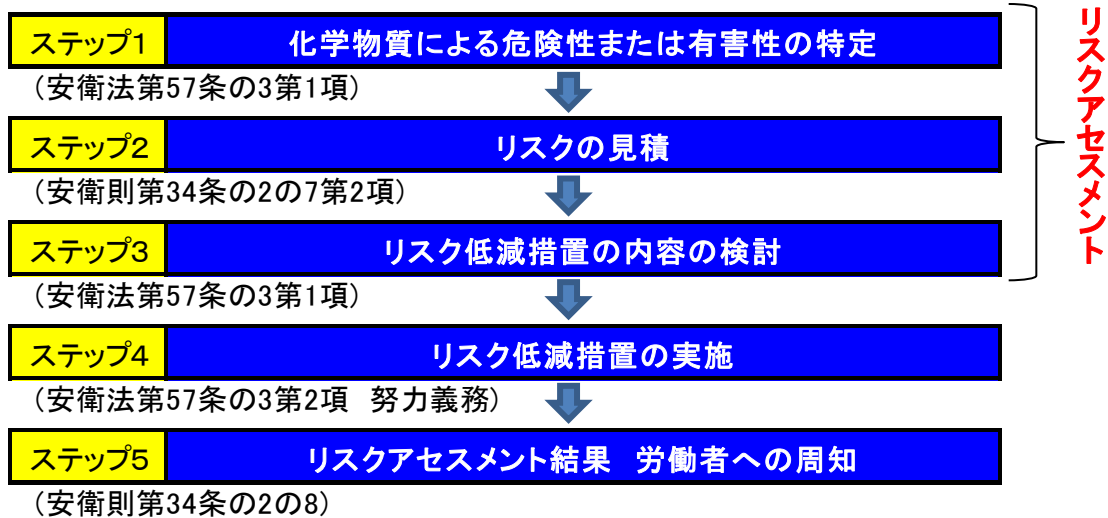
2 実施体制

実施体制を整備し、安全衛生委員会等を活用し労働者を参画させます。

| | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|----------|
| 総括安全衛生管理者等 | 事業の実施を統括管理する人 (事業場のトップ) | 実施を統括管理 |
| 安全管理者、衛生管理者 作業主任者、職長、班長等 | 労働者を指導監督する地位にある人 | 実施を管理 |
| 化学物質管理者 | 化学物質などの適切な管理について 必要な能力がある人の中から指名 | 技術的業務を実施 |

その他:〔社内の専門的知識のある人〕 対象となる化学物質、機械設備のリスクアセスメントなどへの参画
 〔労働衛生コンサルタント等の外部専門家〕 より詳細なリスクアセスメント手法の導入など、技術
 的な助言を得るために活用が望ましい。

3 リスクアセスメントの流れ



ステップ2 リスクの見積

対象物を製造し、または取り扱う業務ごとに、次のア～ウのいずれかの方法または併用によって行います(危険性についてはアとウに限りません)。

- ア. 対象物が労働者に危険を及ぼし、または健康障害を生ずるおそれの程度(発生可能性)と、危険または健康障害の程度(重篤度)を考慮する方法
 - ・マトリクス法
 - ・コントロール・バンディング
- イ. 労働者が対象物にさらされる程度(ばく露濃度など)とこの対象物の有害性の程度を考慮する方法(下記のうち実測値による方法が望ましい。)
 - ・実測値による方法
 - ・あらかじめ尺度化した表を使用する方法
- ウ. その他、アまたはイに準じる方法

当社は濃度の実測をはじめ化学物質のリスクアセスメントの実施に労働衛生コンサルタント、作業環境測定士等がご協力致します。ご相談・ご要望を承りますので、まずはお電話下さい。